



国立大学法人

岩手大学

IWATE UNIVERSITY

サイバーリスクと保険にかかる法律問題の検討

サイバーリスクにより生じた損害に戦争免責条項は適用可能か？

岩手大学

深澤 泰弘

1 はじめに

- 近年、世界的にサイバー攻撃が多発しており、それによる被害も拡大している。
- 米国ではサイバー攻撃により被害を受けた保険契約者が、保険契約に基づき保険金請求を行ったところ、保険会社が**戦争免責条項**を根拠に支払を拒絶した事例が発生！！

⇒サイバー攻撃による損害に対する戦争免責条項の適用の可否が争われた事案は、これまで存在しなかったため、非常に注目を集めた。

1 はじめに

- 我が国でも、保険法や約款に戦争免責条項あり。
 - 我が国でも、当然サイバー攻撃の標的になり多大な損害を被る可能性がある。
- ⇒ 米国法の分析に一定の意味あり？
- 独法の研究（例：久保寛展「ドイツ保険法におけるいわゆる「戦争除外条項」の解釈について」）、米国法については少ない…

1 はじめに

◎本報告の目的

- Mondelez Int'l Inc. v. Zurich Am. Ins. Co.を題材に、
「**サイバーリスクにより生じた損害に戦争免責条項は適用可能か？**」について、検討を試みる。

◎考察の順序

- 米国における戦争免責条項の適用が争われた従来の裁判例の整理
- Mondelez事件の検討
- 我が国の戦争免責条項の確認と若干の検討

2 Mondelez 事件の概要

- 2017年6月、多国籍食品会社Mondelezはランサムウェアウィルスである「**NotPetya**」に感染した。NotPetyaは2017年夏に世界中でMondelezを含む2,000以上の会社に侵入し、Mondelezは1,700台のサーバーと24,000台のパソコンを破壊された。そこで、Mondelezは保険会社Zurichに対し、保険金を請求した。
- Zurichは、NotPetyaはロシア政府に起因するものであるから、保険契約の戦争免責条項における「政府または主権国家」によって行われた「敵対的または戦争的行為」に該当するとして、一切の保険金の支払を拒否した。

2 Mondelez 事件の概要

- Mondelez事件は、オンライン領域における戦争（または「戦争的」行為）の構成要素について問題となった初めての事例。
 - ⇒ 保険会社も保険契約者も、サイバー領域においてこれらの戦争免責条項が適用されるか否かについて参考となる直接的な類似判例がない。
- そもそも保険契約における戦争免責条項はどのように適用されているのか？

3 戦争免責条項の適用の可否

3. 1 真珠湾攻撃にかかる保険金請求への戦争免責条項の適用の可否

- 19世紀の海上保険契約では、戦争によって引き起こされた海上での損害に対する補償は一般的。
- 1898年、ロイズは、戦争によって引き起こされた損害の補償を除外する「捕獲・拿捕不担保条項 (FC&S)」を追加。
- 民間保険会社では戦争保険の需要を満たすことができないと判断し、英国政府は1913年、保険会社が引き受けた戦争リスクの80%を再保険することに合意した。また、米国では1914年に議会が戦争危険保険法を可決し、海運業に対する戦争危険保険を提供するために、財務省に戦争危険保険局を設置した。
- 20世紀初頭には、戦争リスクは既に標準的なオールリスク保険から除外されていた。

3. 1 真珠湾攻撃にかかる保険金請求への戦争免責条項の適用の可否

- 1941年12月7日の朝に真珠湾で行われた日本による攻撃が、米国による対日戦線布告の1日前に起こったという事実は、真珠湾攻撃が保険約款に規定される戦争行為ともみなされるかどうか？

① Rosenau v. Idaho Mut. Benefit Ass'n事件（1944年）。

- 海軍船員のHoward・A・Rosenauが真珠湾で死亡したため、彼の両親は、Idaho Mutualに保険金の請求をした。Idaho Mutualは、Rosenauの契約には「**戦時中に**、国の陸軍、海軍、空軍に所属している者が被った死亡、障害、その他の損失」については免責とする旨の条項が含まれていたため、請求を拒絶した。

3. 1 真珠湾攻撃にかかる保険金請求への戦争免責条項の適用の可否

- Idaho Mutual：真珠湾攻撃は「いわれのない戦闘行為」であり、既に戦闘状態にある国で起こったことを意味する。

⇔ Rosenauの両親：政府による正式な宣言がなくても「戦時中」とみなすことができるという、この「戦争」という文言を拡大解釈しすぎ。

3. 1 真珠湾攻撃にかかる保険金請求への戦争免責条項の適用の可否

◎Idaho Supreme Court

- 「2つの国家が一方に対して宣戦布告をすれば、まだいかなる武力も行使されていないにもかかわらず、戦争は存在する」という「法的条件 (legal condition)」として戦争を強調した。
- 「戦争という言葉が広義には戦争の状態や状況、戦争的活動、軍隊間の武器による戦闘などを意味する言葉として使用されていることは事実であるが、我々がここで問題としているのは、正式な法的な保険契約に含まれる言葉の意味と意図である」と述べ、生命保険契約の文言を「一般に受け入れられている法的な意味で」解釈するのではなく、「戦争状態または戦争につながる可能性のある状態が存在する場合」に適用されるものとして解釈することになれば、「裁判所は、契約には含まれていない文言、条件、条項を追加することによって、当事者のために新たな契約を作ることになる」。

3. 1 真珠湾攻撃にかかる保険金請求への戦争免責条項の適用の可否

- 2人の反対意見あり
 - 真珠湾攻撃はどこから見ても戦争行為
 - 2つの主権国家の軍隊が、それぞれの政府の指示と権限のもと、互いに打撃を与えあっている場合、なぜそれが戦争でないのか、理解し難い。
- ある国が戦争状態にあるかどうかを決めるのは、その戦争の法的地位ではなく、むしろ暴力的あるいは敵対的な行為を目撃した人が、それをそのように認識するかどうかで判断すべき。

3. 1 真珠湾攻撃にかかる保険金請求への戦争免責条項の適用の可否

② Gladys Ching Pang v. Sun Life Assurance Co. of Can.事件 (1945年)

- ホノルル市消防局職員のTuck Lee Pangが真珠湾攻撃により死亡したことから、妻であるGladysがSun Lifeに保険金請求をしたところ、Sun Lifeが支払を拒否した。
- Sun Lifeの戦争免責条項は「暴動、反乱、戦争、またはそれに付随する行為に起因する死亡」を免責とするものであった。

3. 1 真珠湾攻撃にかかる保険金請求への戦争免責条項の適用の可否

◎The Supreme Court of Hawaii

- 1941年12月7日の段階では、ハワイと日本とは国交を維持していただけでなく、日本の特使はワシントンに滞在しており、表向きは、当時緊張状態にあった日本とハワイとの関係を修復するものであったが、翌12月8日に なって初めて、両国間に「戦争状態」を生じさせる司法上の戦線布告ができるような行為を日本が行った。

⇒ 真珠湾攻撃はPangの生命保険の戦争除外規定には該当しない。

3. 1 真珠湾攻撃にかかる保険金請求への戦争免責条項の適用の可否

③ N.Y. Life Ins. Co. v. Bennion事件（1946年）

- 真珠湾攻撃で戦艦ウェストバージニアが攻撃されたことにより死亡した海軍士官Mervyn S. Bennion大尉の生命保険金受取人がNY生命保険会社に保険金請求した事例。
- NY生命保険の保険契約には、「直接的又は間接的に……戦争又はそれに付随する行為」に起因する死亡を免責とする戦争免責条項が規定されていた。
- 第10巡回区裁判所は、戦争免責は真珠湾攻撃も含む「人命の危険が伴うあらゆる種類の戦争」に適用されると判示した。

3. 1 真珠湾攻撃にかかる保険金請求への戦争免責条項の適用の可否

④ Stankus v. N. Y. Life Ins. Co.事件（1942年）

- 真珠湾攻撃の2か月前である1941年10月30日、海軍船員であるAnthony Stankusは、乗船していたU.S.S. Reuben James号が大西洋を航行している際に魚雷により沈没し、死亡した。彼の母親であるMarcella StankusはNY生命に対して保険金の請求を行ったが、NY生命は支払を拒絶した。NY生命の保険契約には、Bennion事件と同じ戦争免責条項が規定されていた。Marcellaは、息子が死亡した1941年10月30日の段階では米国は宣戦布告していなかったため、戦争による死亡ではないと主張した。

3. 1 真珠湾攻撃にかかる保険金請求への戦争免責条項の適用の可否

◎Supreme Judicial Court of Massachusetts

- 「戦争の存在は正式な宣戦布告に左右されるものではない。今日、戦線布告なしに始まった戦争が行われている。1941年12月7日の日本軍による真珠湾攻撃は、その最新例である」。
- マサチューセッツ州最高裁は、戦争が原因で死亡した場合、保険会社の責任を免責する条項は、その運用において、米国が行っている戦争に起因する死亡に限定されないという立場をとっている。

3. 1 真珠湾攻撃にかかる保険金請求への戦争免責条項の適用の可否

- 判決の結論に違いが生じたのは、保険契約の文言、特に「war」という用語をどの程度狭く解釈するかについて、裁判所間で根本的な違いがあったことに起因している。
 - Rosenau事件とPang事件の裁判所は、それぞれ「war」という用語の非常に狭い法的解釈を支持した。
- ⇔ Bennion事件の裁判所は、人々が戦争をどのように一般的に理解しているかを重視し、真珠湾攻撃当時、日米間の戦争がまだ正式に宣言されていなかったとしても、多くの人々にとっては真珠湾攻撃は戦争行為に見えるだろうという立場を示していた。Stankus事件でも、「戦争」という用語は、特定の戦争や種類を指すのではなく、普通の人々が一般的に戦争とみなすあらゆる状況に一般的に適用されると説明している。

3. 1 真珠湾攻撃にかかる保険金請求への戦争免責条項の適用の可否

- このような戦争の解釈に大きく差が出たのは、各事件の契約における戦争免責条項の文言の違いに大きく依拠している？

⇒ 「戦争またはそれに付随する行為」に起因する死亡を免責としていたStankus事件やBennion事件での保険契約とは異なり、Rosenau事件の保険は「戦時中に、国の陸軍、海軍、空軍に所属している者が被った死亡、障害、その他の損失」を免責としていた。アイダホ州最高裁は、特にこの「戦時中」という文言に着目し、この文言は、戦争が合法的に宣言された期間中にのみ免責規定が適用されることを極めて明確に意味すると考えた。

3. 2 ハイジャックや政党間紛争への戦争免責条項の適用の可否

①Pan Am. World Airways, Inc. v. Aetna Cas. & Sur. Co.事件(1974年)

- 1970年9月6日、Pan American World Airways (Pan Am) の93便は、ニューヨークへ向かうため、アムステルダム空港を出発して45分後に、2人の乗客にハイジャックされた。ハイジャック犯は銃と手りゅう弾で武装しており、パイロットにレバノンのベイルートへ飛ぶように指示した。彼らはパレスチナ解放人民戦線 (PFLP) のメンバーであると告げた。ベイルートで着陸するとさらに多くのPFLPのメンバーが爆発物を持って乗り込み、飛行機は今度はカイロに向かって飛び立った。カイロ空港で、乗客を非難させた後、飛行機は爆破され、Pan Amはおよそ2400万ドルの損害が発生したとして、契約していた複数の保険会社に保険金の請求をした。

3. 2 ハイジャックや政党間紛争への戦争免責条項の適用の可否

- Aetna損害保険会社は次の事由による損失又は損害は免責する旨を約款に規定していた。
 - 1：徴発により行われているか、平時であるか戦時であるか、または合法であるか非合法であるかを問わず、政府または政府当局またはエージェント（シークレットであるか否かをとわない）による、もしくは陸軍または海軍の行為もしくは略奪行為による、捕獲（capture）、拿捕（seizure）、強留（arrest）、抑止（restraint）または抑留（detention）、もしくはこれらの結果またはこれらにおける一切の企図、もしくは被保険財産の奪取、損害または破壊。
 - 2：宣戦布告の有無にかかわらず、戦争（war）、侵略（invasion）、内乱（civil war）、革命（revolution）、反逆（rebellion）、反乱（insurrection）、戦争的活動（warlike operations）
 - 3：ストライキ（strikes）、暴動（riots）、騒擾（civil commotion）

3. 2 ハイジャックや政党間紛争への戦争免責条項の適用の可否

- Aetnaは、今回のハイジャックは、軍部の行為または略奪行為によって行われたものであり、「反乱」、「反逆」、「内乱」、「戦争的活動」、「戦争」、「暴動」及び「騒擾」の一例であるから、免責事由に該当し、責任を負わないと主張。
- Pan Amはハイジャックは免責される危険ではないと反論した。

3. 2 ハイジャックや政党間紛争への戦争免責条項の適用の可否

- NY州連邦地裁は、中東とPFLPをめぐる政治情勢を詳細に論じ、Pan Amのハイジャックはいずれの免責条項にも該当しないと判決。
- Aetnaは「アラブ・イスラエル間の紛争がハイジャックの有効な原因」であり、「航空機の拿捕と破壊は当該団体による（イスラエルを支援する）アメリカに対する打撃であり報復として発表された。これらの事実だけでも、この損害を広義の戦争リスクと捉えるのに十分であろう」として、ハイジャックは戦争リスクとみなされると主張していたが、認められなかった。

3. 2 ハイジャックや政党間紛争への戦争免責条項の適用の可否

- 第2巡回控訴裁判所は、原判決を支持し、「戦争とは、少なくとも事実上の政府を構成する主体によって行われる敵対行為のみを指す」とし、「戦争的活動」には、戦場から遠く離れた場所にいる政治集団が非交戦国の民間財産に損害を与えることを含まれない」ため、ハイジャックは戦争的活動でもないと判断した。

3. 2 ハイジャックや政党間紛争への戦争免責条項の適用の可否

②Holiday Inns Inc. v. Aetna Ins. Co.事件（1983年）

- 1974年にオープンした26階建てのHoliday Inns Hotelがあるレバノンの西ベイルートで、1975年10月からイスラム教ナセル主義政党（Mourabitoun）と、キリスト教右派政党（Phalange）の間で紛争が勃発した。その後、Phalange派の民兵がHoliday Innsを占拠し、紛争により窓ガラスが割られ、15室が火災に遭い、35室のカーテンが燃やされたため、Holiday Innsはホテルを閉鎖せざるを得なかった。さらに、1975年12月6日の「Black Saturday」で、ベイルートでの戦闘はさらに激化し、Holiday Innsは戦闘の中心となり、スタッフも全員退去させられ、数か月にわたる戦闘中に、両陣営の間で何度も所有者が変わるといった出来事に巻き込まれた。

3. 2 ハイジャックや政党間紛争への戦争免責条項の適用の可否

- Holiday InnsはAetnaを通じて、Pan Amと同じオールリスク保険に加入していた。ただし、同社は、ベイルートの施設における市民による暴動の結果生じる損害に対する補償をかけるため、Aetnaにその分の割増保険料を支払っていた。そのため、Holiday Innsの保険契約では「暴動や騒擾に参加する者、ストライキやロックアウトされた労働者、もしくは政治団体を代表して、または政治団体に関連して行動する悪意ある者によって直接引き起こされた損害」に対する補償がなされていた。
 - Holiday Innsがベイルートのホテルの損害により1100万ドル近い賠償金を請求したとき、AetnaはMourabitounとPhalangeの間の紛争は内戦または反乱であり、補償範囲から除外されると主張し支払を拒絶した。
- ⇔ Holiday Innsは紛争は「騒擾」の一形態であって、同社が特別に交渉し、割増保険料を支払った条件に従って補償されると主張した。

3. 2 ハイジャックや政党間紛争への戦争免責条項の適用の可否

◎連邦地方裁判所

- 「政府を転覆させ、その権力を奪取するという具体的な目的が「反乱」と「内乱」の両方に必要な要素である」。
- 「Holiday InnsからPhalange を追い出そうとしたMourabitounは、レバノン政府を転覆させるという具体的な目的のために行動したわけではないから、ベイルートでの紛争は反乱ではない」。
- 「彼らはレバノン政府への忠誠を捨てることを宣言したわけでもなく、自分たちの政府を樹立することを宣言したわけでもなく、それを目指したわけでもない。関与した派閥のメンバーの誰一人として、レバノンの分割を具体的な目的としていたわけではない。したがって、内戦ではない。」
- 「Holiday Innsは、暴力が激化する一連の派閥抗争の「騒擾」によって被害を受けた。レバノン政府はこれらの騒擾に効果的に対処することができず、国は無政府状態に近かった。しかし、憲法上の政府は終始存在し、それを転覆させるという必要な意図も、他の解釈を排除して証明されたわけでもなく、レバノンでは主権国家同士、あるいは準主権国家同士の戦争はなかった」

3. 2 ハイジャックや政党間紛争への戦争免責条項の適用の可否

③ Universal Cable Prods., LLC v. Atlantic Specialty Ins.Co.事件(2019年)

- Universalが2014年夏にエルサレムで「Dig」というテレビシリーズを撮影していたが、ハマスがガザからイスラエルの標的にロケット弾を発射したため、スタジオは制作を中止し、撮影場所を移動せざるを得なくなった。UniversalはAtlanticに対し、テレビ番組制作保険契約に基づき、制作の中断と移動にかかる費用を補償するよう請求した。
- Atlanticは、ユニバーサルの保険契約には次の4項目により引き起こされた損失に対する補償を免責とする戦争除外条項があることを理由に、請求を拒絶した。(1)「宣戦布告のされていない戦争や内戦を含む戦争」、(2)「軍隊による戦争的活動」、(3)「反乱、反逆および革命」、(4)「平時か戦時かを問わず、原子核分裂や放射性物質を含むあらゆる戦争兵器」。

3. 2 ハイジャックや政党間紛争への戦争免責条項の適用の可否

◎カリフォルニア州連邦地裁

- Atlanticの評価は正しく、ハマスの攻撃を戦争または戦争的活動として、(1)の免責条項に該当すると結論づけた。
- 連邦地裁は、保険契約の条項は「厳密な法的意味ではなく、通常の一般的な意味で理解されなければならない」とする立場から分析を行った。

3. 2 ハイジャックや政党間紛争への戦争免責条項の適用の可否

○第9巡回控訴裁判所

- カリフォルニア州法は保険契約の解釈について、「用法によって特別な意味が与えられている場合には……」、その「通常の一般的」ルールの例外を認めている。「保険の文脈では、「戦争」という用語には特別な意味があり、それは実質的または事実上の政府間の敵対行為の存在を必要とする」という理由から、この例外が適用されると判断した。
- また、ハマスが実質的な主権者でも事実上の主権者でもなかったため、「ハマスの行為は、この保険の解釈上、『戦争』と定義することはできない」とし、さらに、ハマスが発射した無誘導ミサイルは「その無差別性から、民間人の負傷や殺害に使われた可能性が高い」と指摘し、「ハマスの行為は、民間人に対する意図的な暴力で構成されており、『軍事力による戦争的活動』というよりもテロ行為にはるかに近い行為である」とした。

3. 2 ハイジャックや政党間紛争への戦争免責条項の適用の可否

- ハイジャックや政党間紛争などを保険契約上の「戦争」と見ることに米国の裁判所は否定的。
- ただし、少なくともHoliday Inns事件は「騒擾」、Universal事件はテロ行為であると判断しているので、場合によっては戦争以外の免責条項が該当する可能性がある？

3. 3 小括

◎サイバーリスクへの戦争免責条項の適用に**ポジティブ**に働く要素

- 「戦争」という言葉に「戦争状態」も含むという広範な解釈をすることができる。

⇒実際に戦争にはならなくても多くの敵対的攻撃に適用可能となる。

- 被害者の国と加害者の国が戦争状態でなくとも戦争免責条項が適用される。

3. 3 小括

◎サイバーリスクへの戦争免責条項の適用にネガティブに働く要素

- ・実質的または事実上の政府間の敵対行為という要素が必要。
- ・政治集団による民間人に対する意図的な暴力は戦争というよりもテロであるということ。
- ・戦争には暴力的行為があり、人的・物的な被害が必要であるという要素。

⇒通常サイバー攻撃には暴力的な行為はなされないし、物理的な被害はあるかもしれないが、人の生命や健康を脅かす人的被害は少ないかもしれないからである。

4 NotPetyaにより生じたMondelezの損害に対して戦争免責条項は適用されるのか

- 2017年にMondelezがNotPetyaに攻撃されたとき、同社はZurichの包括的な損害保険に加入しており、この保険は「被保険者の電子データ処理機器または媒体が作動しなかったことに直接起因する中断期間中に被保険者が被った費用」も対象としていた。

4 NotPetyaにより生じたMondelezの損害に対して戦争免責条項は適用されるのか

- MondelezがZurichと締結していた契約には、次のような戦争免責条項が規定されていた。

○本保険は、本保険の被保険者であるか否かを問わず、他の原因または事象が同時または他の順序で損害に寄与したかにかかわらず、次のいずれかによって直接的または間接的に生じた損失または損害を免責とする。

2) a) 次のいずれかのものによる実際の、差し迫った、または予想される攻撃を妨害、撃墜または防御するための行為を含む平時または戦時における敵対的または戦争的行為。

(i) 政府または主権国家（実質上であっても事実上であっても）、

(ii) 陸軍、海軍または空軍、もしくは

(iii) 上記(i)または(ii)で指定された当事者のエージェントまたは当局

4 NotPetyaにより生じたMondelezの損害に対して戦争免責条項は適用されるのか

- Notpetyaは、真珠湾攻撃と同様に、2つの国（ロシアとウクライナ）の間の紛争中に出現したものであり、主権国家（ロシア）によって開発され、起動されたものののように思われる。
- Pan AmやHoliday Inns、Universal事件と同様に、Notpetyaは軍事的な被害者よりも民間人に被害を与え、多くの被害者はロシアと敵対関係にあったウクライナの国外に存在しており、距離的にも実質的にも両政府間の政治的対立からはかなり距離を置いていた。
- Pan AmやHoliday Innsホリデーイン、Universalユニバーサル事件とは異なり、NotPetyaはMondelezに経済的損失は与えたものの物理的損失は与えておらず、航空機のハイジャックやミサイル攻撃よりも「戦鬪的」という表現がふさわしくない。

4 NotPetyaにより生じたMondelezの損害に対して戦争免責条項は適用されるのか

○NotPetyaがロシアに起因するとほのめかす事柄

- NotPetyaによるサイバー攻撃がロシアに起因するという声明は多くの国や地域で発表されていた。
- NotPetyaのコードとこれまでのロシアが原因とされる過去のマルウェアの系統とに類似点がある。
- 攻撃者が実際には被害者のファイルを復元することを目的としておらず、身代金の支払を回収することに関心がなかったという兆候は、犯人が金銭的な動機に基づく犯罪ではなく、その代わりに何か別の意図（すなわち、ウクライナのインフラに大きな打撃を与えること）を持っていた。

⇔ロシア側は頑なに関与を否定しており確定的ではなかった。

4 NotPetyaにより生じたMondelezの損害に対して戦争免責条項は適用されるのか

- サイバー攻撃を「戦争」である見ることの最も難しい点

⇒ サイバー攻撃の加害者を確実に特定することはしばしば困難であるか、ほぼ不可能。

- 加害者の身元を隠すことのできる技術が近年ますます洗練されてきていることから、サイバー攻撃の原因究明はさらに難しいものになってきている。
- 発信元が特定できたとしても、それらのコンピュータを誰が操作していたのか、政府の管理下または支援下で行動していたのかを判断するのはさらに難しい。多くの場合、国家主導のハッキングと個人のハッキングの境界は意図的に曖昧にされている。

4 NotPetyaにより生じたMondelezの損害に対して戦争免責条項は適用されるのか

- 政府の情報機関であれば、サイバー攻撃の行為主体をある程度特定できるかもしれない。
- そのような情報は通常国家機密であるから、保険会社は入手するのは相当困難。
- そうすると、どの程度で認定できるのか、何を根拠に認定できるのかといった立証責任の非常に難しい議論も待っていることになる……

4 NotPetyaにより生じたMondelezの損害に対して戦争免責条項は適用されるのか

- その攻撃が戦争行為またはテロ行為に相当するかどうかを判断することが非常に難しい。
- サイバー攻撃を戦争行為やテロ行為というためには経済的被害に加えて物理的被害も必要か、サイバー攻撃の主な標的が公的団体か否かが重要であるか、攻撃の最終目標が「強制と制服（coercion and conquest）」である必要があるかなどは多くの点が未解決のまま……

4 NotPetyaにより生じたMondelezの損害に対して戦争免責条項は適用されるのか

- 従来の裁判例の基準からみても、サイバー攻撃に戦争免責条項を適用することは難しい。
- 現在の規定では曖昧であり、そのため保険契約者に有利に（適用範囲を狭く）解釈せざるを得ない。
⇒サイバー攻撃を免責の対象としたいのなら、サイバー事象、ネットワーク、コンピュータ、データ、コーディング、ソフトウェアについて規定を置き、サイバー攻撃による損害に対する補償を除外するよう明確に定めるべき。
- 既にロイズでは新たなサイバー免責条項であるLMA5400やLMA5401を導入している。

5 我が国における同問題に対する若干の検討

5. 1 保険法の規定

- 保険法17条第1項第2文では、「戦争その他の変乱によって生じた損害」を填補する責任を負わない旨、規定している。
- 「戦争」：宣戦布告の有無にかかわらず、国家間又は交戦団体間の交戦状態
- 「その他変乱」：内乱や一揆、暴動などの人為的騒乱の状態

5. 1 保険法の規定

- サイバーリスクには特有の困難な問題、すなわち、誰が攻撃しているのかはわからないことが多いという問題がある。サイバー攻撃を行っているのが、国家なのか、政治や宗教団体なのか、そもそも個人なのか、サイバー攻撃からはわからないことが多い。
- サイバー攻撃を一種のテロ行為とみなして、それが「その他の変乱」に該当するか？
⇒ 人為的騒乱とはどの程度のものを指すのか？

5. 2 保険約款の規定

- 自動車保険や火災保険などの標準的な約款には、保険金を支払わない場合の1つとして、「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重要な事態と認められる状態をいいます。）」と規定されている。

5. 2 保険約款の規定

- 戦争：全面的武力行使の状態(限定的武力行使を含むと解釈する場合もある。)
⇒狭く解釈されたとしても「外国の武力行使」という語句により、限定的武力行使も免責となる。
- 革命：単なる政権の交替ではなく、政治体制、社会体制の基本的変化を伴うもの。
- 政権奪取：合法的手続きによらない政権交代の全て。
⇒革命やクーデターなどの多くはこれに含まれる。
- 内乱：刑法77条の内乱罪の構成要件に該当するもの。
- 武装反乱：「武装」とは、武力といいうる程度のかかなり本格的な装備を有すること、「反乱」とは、政治上の支配者または軍隊などにおける指揮官に対し、徒党を組んで暴力的反抗をなすこと。

5. 2 保険約款の規定

- これらに類似の事変：一国と他国の属領または他国の地方政権との間の敵対行為（国家間の戦争ではない。）や、内乱罪を構成しない内戦など、前述した用語に含まれないと解釈される可能性のある事象を包含する。
- 「暴動」については、カッコ内が定義であり、群衆または多数の者の集団にいう多数とは、一般に言えば、人数そのものの威力をもつて、所定の範囲の静穏を害するに足りる程度の人数と考えられており、「群衆」および「集団」に2つの語句を用いたのは、参加者の結合の程度を問わず、烏合の衆によるものも、組織された集団によるものも、すべて包含させる趣旨による。なお、「治安維持上重大な事態」については、社会通念上によって決すべきであるが、自衛隊法81条1項が参考になるといわれている。

5. 3 小括

- 保険法や約款規定をみるかぎり、サイバー攻撃は該当しない。
- サイバー攻撃により引き起こされた損害については、何か特別な規定でも置かない限り、保険金を支払わなければならないということになる。

⇔現状ではそれほど壊滅的な損害を心配する必要はない？

- 戦争免責規定が適用されず、また具体的な対策がとられていなくても（サイレント・サイバーリスクの状態であっても）家計保険においては心配の必要はないのかもしれない。

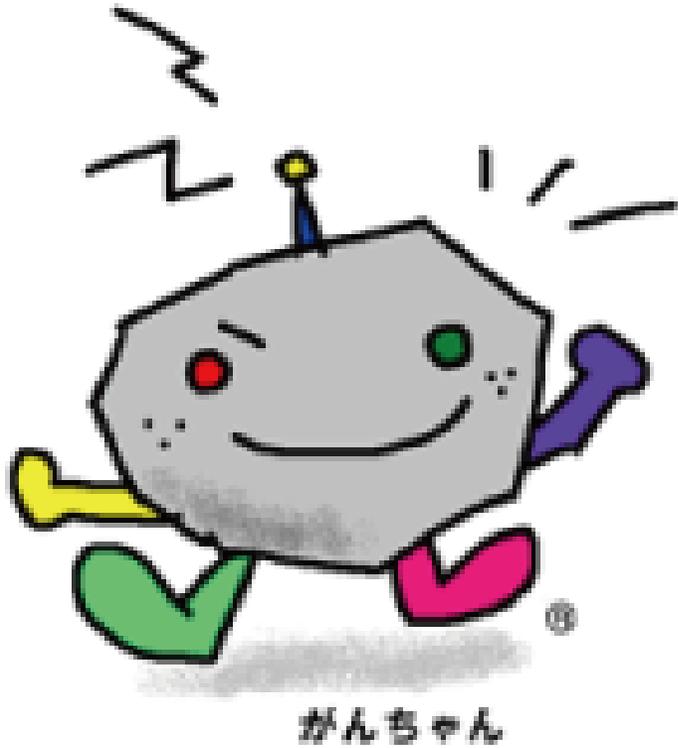
6 結びに代えて

- 本報告の結論：米国では通常、既存の戦争免責条項ではサイバー攻撃により引き起こされた損害については免責できない。これは我が国の状況においても同様である。

⇒ 何の具体的な解決策も示せていない。

- サイバーリスクにより壊滅的な被害が生じた場合の具体的な解決策

⇒ ①再保険市場の構築、②強固な資本市場の形成、③
国家による支援のやり方



御清聴
ありがとうございました。